

## 通信線、ガス管等の移設に係る補償費の算定が不適切

7件 不当金額(支出) 3630万円

### 1 交付金事業の概要

防災・安全交付金(河川)事業等は、河川、砂防又は下水道の各事業において、事業を行う上で支障となる通信線、ガス管等の所有者である電気通信事業者又はガス事業者に対して、移設に要する費用を補償するものである。

事業主体は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(これらを「公共補償基準」)等に基づき行うこととしている。

公共補償基準等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合には、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減価相当額」)、既存公共施設等を売却することなどにより得るであろう処分利益等を控除するなどして補償費を算定することとされている。そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(以下「復成価格」とされ、減価相当額については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。

### 2 検査の結果

4府県及び3市において、補償費の算定に当たり、減価相当額を復成価格に基づき算定すべきところ誤って既存公共施設のマテリアル費を基にするなどして過小に算定していたり、処分利益の一部を控除していなかったりなどしていたため、補償費が計7684万円過大に算定されていて、これらに係る交付金等相当額計3630万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額	摘 要
茨城県	茨城県	社会資本整備総合交付金(河川)	平成 30	円 623万 (623万)	円 311万	円 308万 (308万)	円 154万	減価相当額を誤っていたもの(通信線等)
同	ひたちなか市	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	28	515万 (515万)	257万	273万 (273万)	136万	減価相当額を誤るなどしていたもの(通信線等)
富山県	富山県	社会資本整備総合交付金(下水道)、防災・安全交付金(河川)、(砂防)、(その他総合的な治水)	27~ 30	4317万 (4317万)	2158万	2206万 (2206万)	1103万	減価相当額及び処分利益の額を誤っていたもの(通信線等)
同	富山市	社会資本整備総合交付金(下水道)、防災・安全交付金(同)	27~ 30	8303万 (7464万)	3732万	1571万 (1538万)	769万	減価相当額を誤っていたもの(ガス管等)
京都府	京都府	河川改修費補助、防災・安全交付金(その他総合的な治水)	27、 30	4524万 (4524万)	2262万	1014万 (1014万)	507万	減価相当額を誤っていたもの(通信線等)
同	京都市	防災・安全交付金(河川)	29、 30	9742万 (9742万)	3247万	1172万 (1172万)	390万	同
奈良県	奈良県	同	29、 30	9296万 (9296万)	4648万	1137万 (1137万)	568万	同
計	7事業主体			3億7322万 (3億6483万)	1億6618万	7684万 (7650万)	3630万	